

1. 支給額

合宿にかかる宿泊費等に対して

最大50万円の補助

※県民等との交流事業実施で加算制度あり

2. 要望調査票提出期限

令和8年3月19日

3. 対象者

以下の条件に当てはまるときは、補助金の対象となります。

質問1 岐阜県内のスポーツ施設で令和8年度に合宿予定ですか？

YES

NO

質問2 「表2」の大会に向けて代表チームを編成する団体ですか？

YES

NO

質問3 その合宿は延べ50泊以上で次のどちらかに該当しますか？

- ①令和5～7年度に開催された「表1」に掲げる大会で3位以上の入賞実績を2回以上持つチーム
- ②直近の「表2」に掲げる大会に出場した選手又は次回大会に出場する選手が所属するチーム

YES

NO

補助金の**対象**です

補助金の**対象外**です

支給額一覧

	チームの区分	入賞実績	補助上限基準額	交流事業加算額
アイウ	高校生・大学生・実業団等のチーム又は当該チームの所属する競技団体	1位	50万円	20万円
		2位	30万円	20万円
		3位	20万円	20万円
エ	海外の代表チームを編成する競技団体	—	別途協議の上決定	
オ	日本の代表チームを編成する競技団体	—	50万円	40万円
カ	特に知事が認めたチーム又は競技団体	別途協議の上決定		

表1

全日本選手権大会 <small>(オリンピック・パラリンピック・デフリンピック競技大会種目に限る。)</small>
国民スポーツ大会
ジャパンパラ競技大会
全国障害者スポーツ大会
全日本社会人選手権大会
全日本実業団選手権大会
全日本学生選手権大会
全国高等学校総合体育大会
全国高等学校選抜等大会
その他国内主要駅伝大会等 <small>(詳細は補助金交付要綱をご確認ください)</small>

表2

オリンピック競技大会
パラリンピック競技大会
デフリンピック競技大会
世界選手権大会
世界パラ選手権大会
世界デフ選手権大会

「補助上限基準額」に記載の金額を上限に補助金が交付されます。
ただし、県内学校でのスポーツ体験教室開催など、県民との交流事業を実施されたチームには、「補助上限基準額」+「交流事業加算額」の総額を上限として補助金が交付されます（補助金を利用するチームが多い場合、必ずしも上限額満額の交付とならない場合があります）。



お問合せ先

岐阜県地域スポーツ課スポーツ交流係 (TEL058-272-8799)